

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日: 令和 4年 12月 19日

公表: 令和 5年 3月

事業所名 放課後等デイサービスはぐ

		チェック項目	はい	いいえ	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標、工夫している点
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6	0	基準を満たしており、広い部屋が1室、数名利用できる部屋が3室と別れている。利用者が多い時は公園や図書館等、公共施設を利用した活動を行っている。
	2	職員の配置数は適切である	6	0	10人定員に対し、児童発達支援管理責任者1名、児童指導員4~5名を配置している。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	0	6	室内に上がるまでに低い段差が3段ある。室内はバリアフリーである。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6	0	月に1回の会議時に新たな課題が出てきた利用者の話し合いをして、定期的にモニタリングを行い、課題の達成度、支援内容の手法の検討等を行っている。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6	0	保護者からの要望や改善の意向を職員に周知し、活動計画・内容に反映させている。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6	0	令和5年3月頃に法人ホームページに公開予定。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	0	6	現在は行っていない。
適切な支援の提供	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6	0	内部・外部研修への参加を促している。
	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	6	0	相談支援専門員による障がい児支援利用計画や保護者面談時での話し合い、日頃の支援現場での利用者自身の困り感や課題を職員全体で共有・検討しモニタリング報告書や個別支援計画を作成し、保護者に説明後署名を頂いている。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6	0	現在は保護者によるアセスメント票を基に行動分析を行っている。行動観察シートを用意しているので今後は活用していく。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	6	0	年度末に次年度の大まかな活動予定を決め、月に一度の会議や長期休暇前に活動予定の詳細を決めている。
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6	0	利用者の障がい特性、季節、天候等を考慮して活動を決めている。また同じ活動でも内容や難易度を変えている。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	6	0	長期休暇には平日の放課後には取り組めない課題やプログラムを立案して
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	6	0	利用者の特性、強み、苦手な事、課題等の状況に応じて個別活動と集団活動の組み合わせを考えて作成している。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6	0	就業時、送迎前に打ち合わせをして確認している。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6	0	支援終了後、送迎後に当日の全職員で振り返りや打ち合わせを行い、気付きや重要点を共有している。
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6	0	支援終了後に各職員が担当した利用者についての個別支援記録を記入して
18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	6	0	6か月に1度、職員と保護者にモニタリングして、見直しの判断をしている。	

19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ 合わせて支援を行っている	6	0	基本活動を組み合わせるように努めている。
----	--	---	---	----------------------

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6	0	児童発達支援管理者が参加しているが、必要に応じて児童指導員が参加するときもある。
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	6	0	保護者から提供される学校のお便りや学校へのお迎え時に確認や情報共有をしている。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	6	0	現在まで受け入れ事案はないが、必要な際には対応する。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	6	0	近年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、園への見学等見合わせていたが次年度新規利用者に関しては様子を見に行く予定。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	6	0	移行先から希望があれば、提供していく。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6	0	事業所内で解決が難しい時には県の発達障がい者支援センターや基幹型相談支援センターの研修や助言を受けている。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	0	6	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行えていないが、状況を見ながら機会を設けたい。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	6	0	子ども部会や放課後等デイサービス事業所連絡会に参加している。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6	0	連絡帳や送迎時を利用して情報共有・交換するとともに、年2回の保護者面談
保護者への説明責任等	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	0	6	現在は行っていない。今後必要度が増してくるが行政が行う予定があるので、研修や協力できることがあれば、すすんで参加したい。
	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6	0	契約時に行っているまた、保護者からの求めがあれば説明していく。
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6	0	必要に応じて、送迎時や電話で行っている。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	0	6	近年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、保護者懇親会を設けなかったが、次年度からは再開させる予定である。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	6	0	苦情マニュアルを整備したり、管理者を中心に対応をしている。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6	0	定期的にお便りを発行している。また必要に応じてその都度、発行している。
	35	個人情報に十分注意している	6	0	個人ファイルは鍵付きロッカーに保管し、パソコンにはパスワードを設けて、使用できる職員を限っている。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6	0	利用者や保護者の特性や状況に配慮し、利用者には写真、絵カードで対応したり、保護者には電話、メール、手紙等で個別の対応をしている。
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	6	0	夏祭りを行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から近年は中止していた。次年度も感染状況を見ながら、検討する。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	6	0	職員に対しては各マニュアルを周知している。保護者に対しては必要に応じてお便りを発行したり、訓練を行った際に連絡帳でお知らせしている。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6	0	地震、津波、火事、大雪、不審者等に対する訓練を年間計画に組み入れ、実施している。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6	0	毎年、全職員で権利擁護・虐待防止研修に参加している。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	6	0	利用者・他者の安全を守る必要がある状況時には行動制限を行う可能性があることを保護者に説明し個別支援計画に記載して、了解の署名を頂いている。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6	0	現在、医師の指示書が必要な食物アレルギーを持つ利用者はいない。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6	0	ヒヤリハット記録を作成し、職員間で共有している。また重い事例の際には、緊急で会議を設け、情報共有や注意喚起をおこなっている。